

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

達 示 第 3 2 号

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

福岡拘置所長

「福岡拘置所死刑確定者処遇規程」の制定について
標記について、別添のとおり定め、即日施行する。
なお、令和 6 年 1 月 2 2 日付け達示第 8 号「福岡拘置所死刑確定者処遇
規程」は、本達示の発出をもって廃止します。

福岡拘置所死刑確定者処遇規程

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者の身柄の確保に努めるとともに、心情の安定を図り、法令等に基づいて適切に処遇することを目的とする。

(根拠)

第2条 死刑確定者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則その他訓令・通達によるほか、この規程の定めるところによる。

(適用)

第3条 本規程は、死刑判決の確定通知書が送達され、当該被収容者に確定を言い渡した日の翌日から適用するものとする。

(確定等の告知)

第4条 死刑確定者に対する判決確定、確定に伴う処遇の変更、外部交通整理期間等の告知は、所長が指定する職員が行うものとする。

(処遇要領)

第5条 首席矯正処遇官(処遇担当)(以下「処遇首席」という。)は、死刑確定者に対し、個別の処遇要領を定めるものとする。

(処遇の態様)

第6条 その処遇は、運動、入浴、面会、健康診断、診察その他居室において困難なものを除き、昼夜、居室において行うものとする。

2 前項の処遇及びこれに伴う連行は、原則として単独で実施するものとする。

3 居室は単独室とし、おおむね■■■■に1回変更するものとする。

4 処遇首席は、死刑確定者を収容する居室を指定するものとする。

(余暇活動の援助等)

第7条 死刑確定者には、自己契約作業を行わせ、又は知的、教育的及び娯楽的活動その他の余暇時間帯(食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。)における活動について、援助を与えるものとする。

2 自己契約作業を希望するときは、「自己契約作業実施細則」に基づき、その許否を決定するものとする。

3 前項の作業により得た報酬は、領置金として受け入れるものとする。

4 死刑確定者には、別途定めた方法により、居室においてDVDを視聴させるものとする

(自弁物品の使用等)

第8条 死刑確定者が自弁できる物品の使用、購入手続等については、未決拘禁者に準ずるものとする。

(洗濯)

第9条 未決拘禁者に準ずるものとする。

(調髪等)

第10条 男子の死刑確定者には、おおむね2月に1回以上、調髪を行うことを許すものとする。

2 女子の死刑確定者には、おおむね3月に1回以上、調髪を許すものとする。

3 男子の死刑確定者には、1週間に2回以上(閉居罰を科されている者については、1週間に1回以上)、ひげそりを行うことを許すものとする。ただし、使用するかみそりは、貸与する電気式のものに限るものとし、その使用場所については、当該死刑確定者を収容する居室内とする。

4 女子の死刑確定者には、1月に1回以上、顔そりを行うことを許すものとする。

5 死刑確定者の髪型は、原型刈り、前五分刈り及び当所において調髪を行わせることが可能な髪型のうち、当該死刑確定者が希望する髪型とする。ただし、医療上特殊なものを必要とする場合や、規律及び秩序の維持に支障を生じる場合は、この限りでない。

(入浴)

第11条 指定した日に単独入浴場において実施するものとする。

2 入浴時間等については、別途定める。

(運動)

第12条 戸外運動は、指定した日に個別又は集団運動場において、単独で実施するものとする。

2 運動時間等については、別途定める。

(宗教教誨)

第13条 個別(個人教誨)に行うものとする。

2 実施要領等については、別途定める。

(宗教用具)

第14条 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない範囲において、別途指示する基準に基づき使用を許すものとする。

(篤志面接委員による面接指導)

第15条 当所担任の委員が個別に実施するものとする。

2 前項の面接指導は、指定の場所で行い、刑務官の立会いを付さなければならない。

(備付日刊通常新聞紙)

第16条 備付けの日刊通常新聞紙を回覧し、閲覧させるものとする。

(保安上の措置)

第17条 その処遇に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 動静視察を綿密かつ頻繁に行い、心情の把握及び事故の防止に努めること。

(2) 居室の検査は、毎月の計画に基づき実施するとともに、居室の出入

りに際しては、綿密な衣体検査を行うこと。

- (3) 運動、入浴、面会、教誨、行事その他日常生活に関する事項以外の目的のため居室外に連行するときは、原則として、事前に処遇首席の許可を得ること。
 - (4) 居室扉の開閉及び平日における居室外への連行は、必ず[]の刑務官で行うこと。
 - (5) 夜間、休日等における診察や反則行為等のため、やむを得ない事由により居室外へ連行するときは、監督当直者が指示した[]の刑務官で行うこと。ただし、事態に応じて急を要する場合で監督当直者の指示を受けるいとまがないときは、[]の刑務官の立会のもと、当該死刑確定者の居室を開扉し、適宜の措置を執ること。
- 2 死刑確定者に特異な動静を認めた場合には、速やかにその状況を処遇首席又は所管の統括矯正処遇官（夜間及び休日については、監督当直者。以下「処遇首席等」という。）に報告するものとする。
 - 3 前項の報告を受けた処遇首席等は、不測の事態を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

（外部交通）

第18条 別途定める。